

掛川市条例第19号

掛川市いこいの広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月5日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市いこいの広場条例の一部を改正する条例

掛川市いこいの広場条例（平成17年掛川市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第9条から第11条までを次のように改める。

### （利用料金）

第9条 使用者は、指定管理者に対し、いこいの広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

### （利用料金の減免）

第10条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

### （利用料金の不還付）

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表1の表中「野球場使用料」を「野球場利用料金」に改め、同表備考1から備考4までの規定中「使用料」を「利用料金」に改め、同表2の表中「多目的広場使用料」を「多目的広場利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に改め、同表3の表中「テニスコート使用料」を「テニスコート利用料金」に、「使用料」を「金額」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に改め、同表4の表中「附帯設備及び器具使用料」を「附帯設備等利用料金」に、「使用料」を「金額」に改める。

### 附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の掛川市いこいの広場条例（以下「新条例」という。）第9条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。